

情報理工学系研究科

(電子情報学専攻)

情報関連設備利用に関するガイドライン

情報理工学系研究科の情報関連設備の利用にあたっては以下の点を厳守すること。また、利用において発生した諸問題は利用者の責任において解決すること。

- (1) 利用目的
利用目的は研究・教育に関連する目的に限られる。
- (2) 法律の遵守
利用にあたって法令を遵守すること。また、他人の権利を侵害してはならない。
- (3) 利用権の管理
利用者は貸与された機器、アカウントを第三者に貸与・譲渡してはならない。また、パスワード等を盗難・盗用されないよう十分注意して管理しなくてはならない。
- (4) 情報機器不正利用の禁止
以下に記された行為は行ってはならない。行おうとすることも許されない。
 - 1 他人の信書・通信(メール等)の窃用
 - 2 他ユーザ・他計算機の情報の傍受・改ざん(パーミッションの有無にかかわらず)
 - 3 他ユーザ・他計算機への攻撃・侵入
 - 4 ウィルス等の作成・流布
- (5) 情報発信の規制
以下に記された情報を発信してはならない。
 - 1 本名以外(匿名・無名・ハンドルネームを含む)による情報
 - 2 知的所有権(著作権)・肖像権を侵害する情報
 - 3 差別・誹謗中傷にあたる情報
 - 4 プライバシーを侵害する情報
 - 5 猥褻な情報
 - 6 教育・研究を妨害する情報
 - 7 政治・宗教に関する情報
 - 8 一方的な情報
 - 9 他人の業務・作業を妨害する情報
 - 10 虚偽情報
 - 11 守秘義務のある情報
 - 12 その他不適切な情報
- (6) 基本的な防護策の徹底
基本的な防護策なしに情報関連設備を利用することは、知らなかったでは済まされず、許される行為ではない。以下はその行為の代表例である。
 - 1 ウィルスチェックなしで利用すること。
 - 2 不必要なファイル共有を行うこと。
 - 3 セキュリティ関連のアップデート／パッチを当てないこと。
 - 4 UTnet 以外の外部ネットワークの直接接続を UTnet に到達可能なネットワークにバイパスすること。
 - 5 不要なポートを開けたまま利用すること。

- 6 不適切なプログラムをダウンロードしたり、インストールすることなど。(不適切なプログラムの代表は、chat サーバ/クライアント、ウィルス等である)

利用に関連した各種ログは一部保存されており、諸問題が発生したときにログを基に送受信内容や送受信者を特定することがある。各種法律等に違反したり、他人に損害を与えた場合、刑事・民事的な責任が科される。また、刑事・民事的な責任を問われなくとも上記に記されるルールに違反したり、東京大学の学生としての社会的責任を逸脱する行為があった場合、大学による処分が下されることがある。

【参考】

- ・東京大学情報倫理規則(H14.9.17より施行)
学内広報 No.1246(2002/9/26)
- ・東京大学情報ネットワークシステム運用規則(UT-Net 関連)
<http://www.nc.u-tokyo.ac.jp/riyou/utnet-unity-kisoku-h13.html>
- ・教育用計算機システム利用規則(情報基盤センター教育用計算機関連)
<http://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/doc/rule/kisoku.html>
- ・刑法

第六十一条の二【電磁的記録不正作出及び供用】

第一項

人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二項

前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三項

不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同じの刑に処する。

第四項

前項の罪の未遂は、罰する。

第二百三十四条の二【電子計算機損壊等業務妨害】

人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百四十六条の二【電子計算機使用詐欺】

前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。